［略］	［略］
第百十四条の十六の二第一項第三号	三　障害共済年金の年金証書の記号番号
［略］	［略］
第百十四条の十七第一項各号列記以外の部分	［略］
第百十四条の十七第一項第一号	一　受給権者の氏名、生年月日及び住所
［略］	［略］
第百十四条の十八第二号	二　障害共済年金の年金証書の記号番号
第百十四条の二十四第一項各号列記以外の部分	［略］
第百十四条の二十四第一項第一号	一　受給権者の氏名、生年月日及び住所
［略］	［略］

［略］	［略］
第百十四条の十六の二第一項第三号	二の二　個人番号又は基礎年金番号 三　旧職域加算障害給付の年金証書の記号番号
［略］	［略］
第百十四条の十七第一項各号列記以外の部分	［略］
第百十四条の十七第一項第一号	一　受給権者の氏名、生年月日及び住所 一の二　個人番号又は基礎年金番号
［略］	［略］
第百十四条の十八第二号	一の二　個人番号又は基礎年金番号 二　旧職域加算障害給付の年金証書の記号番号
第百十四条の二十四第一項各号列記以外の部分	［略］
第百十四条の二十四第一項第一号	一　受給権者の氏名、生年月日及び住所 一の二　個人番号又は基礎年金番号
［略］	［略］

（改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものの支給に係る請求等のなお効力を有する改正前国共済規則の適用）

第十二条　改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするもの（以下「旧職域加算遺族給付」という。）の支給に係る請求、届出その他の行為に係るなお効力を有する改正前国共済規則第百十四条の二十六（第一項第五号、第二項第七号、第三項及び第四項を除く。）、第百十四条の二十七、第百十四条の二十八（第五項を除く。）、第百十四条の二十八の二（第三項を除く。）、第百十四条の二十八の三（第三項を除く。）、第百十四条の二十九（第三項及び第四項を除く。）、第百十四条の三十及び第百十四条の三十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるなお効力を有する改正前国共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十四条の二十六第一項各号列記以外の部分	［略］
［略］	［略］

［同上］	［同上］
第百十四条の十六の二第一項第三号	障害共済年金
［同上］	［同上］
第百十四条の十七第一項各号列記以外の部分	［同上］
［項を加える。］	
［同上］	［同上］
第百十四条の十八第二号	障害共済年金
第百十四条の二十四第一項各号列記以外の部分	［同上］
［項を加える。］	
［同上］	［同上］

［同上］	［同上］
旧職域加算障害給付	［同上］
［同上］	［同上］
［同上］	［同上］
旧職域加算障害給付	［同上］
［同上］	［同上］
［同上］	［同上］

（改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものの支給に係る請求等のなお効力を有する改正前国共済規則の適用）

第十二条　改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするもの（以下「旧職域加算遺族給付」という。）の支給に係る請求、届出その他の行為に係るなお効力を有する改正前国共済規則第百十四条の二十六（第一項第五号、第二項第七号、第三項及び第四項を除く。）、第百十四条の二十七、第百十四条の二十八（第五項を除く。）、第百十四条の二十八の二（第三項を除く。）、第百十四条の二十八の三（第三項を除く。）、第百十四条の二十九（第三項及び第四項を除く。）、第百十四条の三十及び第百十四条の三十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げるなお効力を有する改正前国共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十四条の二十六第一項各号列記以外の部分	［同上］
［同上］	［同上］